

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
101	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡崎市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	岡崎市に寄附を行った者のうち、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を求める寄附者からの申請を受け付け、申請情報を保管し、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。 このうち、申請情報を保管し、当該寄附者の住所地の市区町村に対しその情報を通知する際に、特定個人情報ファイルを取り扱う。
③システムの名称	1 寄附金管理システム 2 審査システム（eLTAX） 3 ふるさと納税do 4 ワンストップ特例申請支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表第1の16の項及び番号利用法第9条第4項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部市民税課、経済振興部商工労政課
②所属長の役職名	市民税課長、商工労政課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課（0564-23-6082）、経済振興部商工労政課（0564-23-6210）

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 8. 監査	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
平成31年4月1日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	-	新規項目として追加	事後	様式改正のため
令和2年10月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	寄附金管理システム	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX)	事後	電子にて相手方に送信するようになったため。
令和2年10月1日	II しいき値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	平成30年8月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	修正
令和2年10月1日	II しいき値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	平成30年8月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	修正
	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX)	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX) 3 ふるさと納税do	事後	修正
	II しいき値判断項目1、対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	修正
	II しいき値判断項目2、対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	修正
令和3年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX)	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX) 3 ふるさと納税do	事後	業務増大により専用システムを導入したため。
令和4年4月1日	I-3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項及び番号利用法第9条第3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項及び番号利用法第9条第3項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱人数 いつの時点の計測か	令和3年3月31日 時点	令和3年11月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX) 3 ふるさと納税do	1 寄附金管理システム 2 審査システム(eLTAX) 3 ふるさと納税do 4 ワンストップ特例申請支援システム	事後	事務の効率化に向け専用システムを導入したため。
令和5年4月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項及び番号利用法第9条第3項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項及び番号利用法第9条第4項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ① 部署	財務部市民税課	財務部市民税課、経済振興部商工労政課	事後	事務の効率化に向け専用システムを導入したため。
令和5年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	市民税課長	市民税課長、商工労政課長	事後	事務の効率化に向け専用システムを導入したため。
令和5年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-6082)	444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市財務部市民税課(0564-23-6082)、経済振興部商工労政課(0564-23-6210)	事後	事務の効率化に向け専用システムを導入したため。
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計測か	令和3年11月30日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	